

補助事業者における研究資金の管理に関する規程

2020年6月15日実施

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 本指針は、経済産業省又は経済産業省が所管する独立行政法人（以下、「資金配分機関」という。）から配分される公募型の研究資金について、一般社団法人日本機械工業連合会（以下、本会という。）における研究資金の管理及び監査に関する必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程における「研究資金」とは、観察や実験など科学的又は技術的な手法によって、事実やデータを素材としつつ真実や真理などを明らかにし、新たな知識を生み出す創造活動である研究活動に係る資金をいう。

2 この規程における「研究者」とは、第2条の研究資金の配分を受けて研究活動を行っている研究者をいう。

3 この規程における「不正な使用」とは、研究資金の他の用途への使用又は交付の決定の内容、委任契約の内容若しくはこれらに付した条件に違反した使用をいう。

4 この規程における「不正な受給」とは偽りその他不正の手段により研究資金を受給することをいう。

第2章 本会の責任体系明確化

(責任体制)

第3条 本会を統括し、研究資金の運営・管理について、最終責任を負う最高管理責任者（以下、「最高管理責任者」という。）として、本会の副会長兼専務理事を充てる。

2 最高管理責任者を補佐し、研究資金の運営・管理について、本会全体を統括する責任と権限を有する統括管理責任者（以下、「統括管理責任者」という。）として、本会の常務理事を充てる。

3 研究資金の運営・管理について実質的な責任と権限を有する部局責任者（以下部局責任者」という。）として、統括管理責任者が指名する者を充てる。

また統括管理責任者は、研究資金に関する事務処理の責任と権限を有する者の管理を行う。

（最高管理責任者の責務）

第4条 最高管理責任者は、次の各号を行う。

- (1) 不正使用防止対策の基本方針の決定
- (2) 不正使用にかかる情報を受けたときの対応方針の決定

（統括管理責任者の責務）

第5条 統括管理責任者は、次の各号を行う。

- (1) 不正使用防止対策の基本方針にもとづく不正使用防止計画の策定
- (2) 不正使用にかかる情報を受けたときの対応の統括
- (3) 不正使用防止計画の実施状況の確認、必要に応じて改善指導

（部局責任者の責務）

第6条 部局責任者は、次の各号を行う。

- (1) 不正使用防止計画の推進および実施状況確認
- (2) 研究資金不正使用防止教育の実施と実施状況の管理監督
- (3) 不正使用にかかる情報を受けたときの対応
- (4) 研究資金事務処理の執行状況モニタリング、必要に応じて改善指導

（研究者の責務）

第7条 研究者は、関係法令、関係規程および当該研究資金の規定を遵守し、研究資金を適正に執行しなければならない。

2 研究者は、部局責任者の指示に従い研究資金不正使用防止教育を受けなければならない。

第3章 適正な運営・管理の基盤となる環境

（職務権限）

第8条 研究資金の執行および事務処理に関する職務権限は、別に定める。

(相談窓口)

第9条 研究資金にかかる本会内外からの相談に対応するため、相談窓口を置く。

2 相談窓口は、本会の事務局長とする。

(通報(告発)窓口)

第10条 研究資金の不正使用に関する本会の内外からの通報(告発)の窓口を置く。

2 通報(告発)窓口は、本会の事務局長とする。

(告発等の取扱い)

第11条 最高管理責任者は、告発等を受け付けた場合受付から30日以内に、内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を資金配分機関に報告する。

また、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の取扱いとする。

(調査中における一時的執行停止)

第12条 本会は、必要に応じて、被告発者等調査対象となっている者に対し、調査対象となっている研究費の使用停止を命ずることとする。

(認定)

第13条 本会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。

(資金配分機関への報告及び調査への協力等)

第14条 本会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について資金配分機関に報告、協議しなければならない。

2 告発等の受付から20日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を資金配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を資金配分機関に提出する。

3 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、資金配分機関に報告する。

4 上記のほか、資金配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該資金配分機関に提出する。

5 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

(懲戒)

第15条 研究資金の不正使用の調査結果が確定した者について、就業規則に定める懲戒規定に準じて適用する。

第4章 不正使用防止計画

(不正使用防止計画の策定)

第16条 統括管理責任者は、研究資金の不正使用の発生する要因に対応する不正使用防止計画を策定し、これを推進する。

(外部への公開)

第17条 次の各号に定める事項は、ホームページで公開する。

- (1) 本会の規程の他、関連する規程
- (2) 最高管理責任者、統括管理責任者、部局責任者の職名
- (3) 相談窓口および通報窓口に関する事項

第5章 モニタリング体制

(内部監査)

第18条 最高管理責任者が指名する者が研究資金に関する内部監査を実施する。

第6章 雑則

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、本会が行う。

附則

- 1 本規則は、2020年6月15日から実施する。